

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	近畿財務局長
【氏名又は名称】	株式会社椿台 代表取締役社長 田原 久美子
【住所又は本店所在地】	大阪府大阪市中央区高麗橋一丁目7番7-2307号
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和4年10月18日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社関門海
証券コード	3372
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	株式会社東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社樺台
住所又は本店所在地	大阪府大阪市中央区高麗橋一丁目7番7 - 2307号
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社関門海 経営支援本部 田淵広宣
電話番号	072 - 349 - 9329

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No. 5
訂正される報告書の報告義務発生日	令和4年5月19日
訂正箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更報告書No. 3 の取り下げにともないNo. 4 に変更。 ・ 変更報告書提出事由の訂正。 ・ 保有株券等の数の訂正、その訂正等にともない株券等保有割合等の訂正。 ・ 当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況の訂正 ・ 当該株券等に関する担保契約等重要な契約の追記。

（訂正前）

【表紙】

【提出書類】

変更報告書No. 5

（訂正後）

【表紙】

【提出書類】

変更報告書No. 4

（訂正前）

【表紙】

【変更報告書提出事由】

株券等保有割合が1%以上増加したため

（訂正後）

【表紙】

【変更報告書提出事由】

株券等に関する担保契約等重要な契約を解消したため

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和4年3月31日現在)	V	14,000,900
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		26.51
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		25.13

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和4年5月19日現在)	V	14,000,900
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		26.51
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		26.51

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和4年5月6日	新株予約権	500,000	3.45	市場外	取得	1.5円(譲渡による取得)
令和4年5月19日	普通株式	200,000	1.38	市場外	取得	貸株の返却

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和4年5月6日	新株予約権	500,000	3.45	市場外	取得	1.5円(譲渡による取得)

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

--

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

令和2年12月8日付けで、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社との間に、提出者の保有株式200,000株を上限とする株式賃借取引に関する契約を締結しております。なお、賃借対象株式の賃借期間は、令和2年12月8日から株式会社関門海第10回新株予約権（以下「対象新株予約権」）の権利行使期間の満了日である令和4年12月24日までとなります。ただし、対象新株予約権の募集事項決定決議日が延期される等の理由により、令和4年12月25日以降に対象新株予約権が残存する場合には、株式賃借期間の終期もその残存期間に応じて延長されます。なお、株式賃借期間中においても、対象新株予約権が全て行使され、かつ、株主名簿に登録された時点で株式賃借期間は終了するものとし、借入者は遅滞なく貸出者に返却手続きを取るものとします。

また、上記の株式賃借取引に関する契約を令和4年5月19日に解消しております。